

会津若松市いじめ問題対策連絡協議会及び会津若松市
いじめ調査委員会に関する規則

平成27年3月31日

会津若松市規則第15号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 会津若松市いじめ問題対策連絡協議会（第2条－第5条
）

第3章 会津若松市いじめ調査委員会（第6条－第9条）

第4章 雑則（第10条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、会津若松市いじめ防止等に関する条例（平成27年会津若松市条例第17号。以下「条例」という。）第21条第2項に規定する会津若松市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）及び第26条第3項に規定する会津若松市いじめ調査委員会（以下「いじめ調査委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 会津若松市いじめ問題対策連絡協議会

（組織）

第2条 連絡協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 教育行政に関心のある市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、前項の規定にかかわらず、その身分を失ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第4条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第3章 会津若松市いじめ調査委員会

(組織)

第6条 いじめ調査委員会の委員は、学識経験者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は、前条の規定により委嘱された日から条例第26条第2項の規定により答申を行った日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第8条 いじめ調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、いじめ調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 いじめ調査委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 いじめ調査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第4章 雑則

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。